

酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について  
令和 6 事務年度分（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）

1 調査・指導の目的

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、平成 4 事務年度から酒類の取引状況等実態調査を実施しています。

この調査により、「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」といいます。）又は「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）に従っていない取引等が認められた場合には、基準又は指針を遵守すべき旨の指示や改善指導を行うなどして、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

2 調査の概要

(1) 調査の実施状況

令和 6 年 7 月から翌年 6 月までの令和 6 事務年度においては、広告などの情報から基準や指針に従っていない取引等を行っている可能性があると考えられた酒類業者に対して、取引等の実態を把握するための調査を 96 件実施しました。

なお、調査は、市場に大きな影響を与える取引等を行っていると考えられる酒類業者を優先的に選定しました。

このほか、調査を実施した酒類業者が行っていた取引のうち、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の不正な取引方法に該当する事実があると考えられる取引については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。

(2) 調査結果

96 件の調査の結果、基準や指針に従っていない問題取引等が 89 件認められました。

89 件の処分等の内訳は次のとおりです。

- ① 指示 3 件
- ② 厳重指導 10 件
- ③ 指導 76 件

上記①の 3 件は、正当な理由なく仕入価格に販売費・一般管理費等を加えた総販売原価を下回る価格で継続して販売し、かつ、自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引と認められたため、基準に基づく指示を行いました。

上記②の 10 件は、直ちに指示には至りませんでした。今後同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあるため、厳重に改善の指導を行いました。

更に、上記③の 76 件は、指針で示している 4 つのルールの内、いずれか又はその複数に違反していたものです。

なお、4つのルールは次のとおりです。

【指針で示す4つのルール】

ルール1 「合理的な価格の設定」

ルール2 「取引先等の公正な取扱い」

ルール3 「公正な取引条件の設定」

ルール4 「透明かつ合理的なレポート類」

これら指針のルールに従っていない取引を行っていた酒類業者に対しては、指針の趣旨を説明し、指針のルールに従った取引を行うよう改善の指導を行いました。

表1 「基準」又は「指針」に基づき指示・指導をした件数

調査対象者の業態等	調査件数	調査内容			
		内 指示件数	内 嚴重指導の件数	内 指導件数	内 違反なし件数
小売業者	72	2	6	59	5
卸売業者	20	1	3	14	2
製造業者	4	0	1	3	0
合計	96	3	10	76	7

(注) 複数の販売場を持つ酒類業者に対し、同時に2販売場以上の調査を行った場合であっても1件と数えている。

【照会文書の取組について】

国税庁では、令和5事務年度から、酒類業者に対する公正取引基準の周知・啓発のほか、自社の価格設定等が基準や指針に従って行われているか自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を発送する取組を実施しています。

照会文書は、酒類の販売数量規模が大きい地域に販売場が所在する等、市場に与える影響を考慮した上で、酒類業者を選定して発送しています。

また、本取組において、基準や指針に従っていない取引等を行っている可能性がある酒類業者を把握した際には、必要に応じて取引状況等実態調査を実施する等、適切に対応していくこととしており、令和6事務年度は全国で2,984場の販売場に対して照会文書を発送しました。

表2 「指針」に基づき改善を指導した違反態様別の数

調査対象者の業態等	「ルール1違反」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	「ルール2違反」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3違反」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4違反」 レポート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
小売業者	59	0	0	0
卸売業者	14	2	0	1
製造業者	3	2	0	2
合計	76	4	0	3

(注) 表2では、1回の調査で複数のルール違反があった場合、ルール違反ごとに1と数えているため、表2の違反の総合計数と表1の調査件数の合計数は一致しない。

## 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例

指示事例1 【金沢国税局】	
業 態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒、焼酎及びRTD※を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。 そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

※ RTD … 「READY TO DRINK」の略。

一般的に、缶チューハイ等の栓を開けてすぐに飲むことができるアルコール飲料を指す。

指示事例2 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	リベートの支払者から、販売価格の算定上控除した値引きの額である旨が書面等により伝達されていないリベートを仕入れに係る値引きとして総販売原価を算定し、販売価格を設定していた。 当該リベートは、総販売原価の算定上、仕入れに係る値引きとして控除できる要件を満たしていないため、当該リベートを除外し改めて総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指示事例3 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビールを総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。</p> <p>そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。</p>
処分等	<p>総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をしていたことから、基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。</p>

「酒類の公正な取引に関する基準」に違反するおそれがあるとして  
「嚴重指導」を行った主な事例

指導事例1 【関東信越国税局】	
業 態	小売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>総販売原価の費用配賦において、店舗責任者の人件費を、酒類を購入した客数比で配賦する等、合理的とは認められない方法を採用して販売管理費率を算出していた。その上で、競合他社の販売価格を参考に、販売価格を設定していた。</p> <p>そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。</p>
処 分 等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく嚴重指導を行った。

指導事例2 【東京国税局】	
業 態	製造業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	清酒、焼酎を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>総販売原価の算定の基となる原材料費等の金額に、現在の実態を反映していない過去の実績額を用いる等、合理的とは認められない方法を採用していた。</p> <p>そのため、改めて総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていたほか、自社のリベートに関する基準で定めた金額を超過した支払いを行っていたこともあり、一部商品については製造原価割れ販売を行っていた事実が認められた。</p>
処 分 等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく嚴重指導を行った。

指導事例 3 【大阪国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビールを総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>総販売原価の費用配賦において、配送拠点の従業員の人件費等を、商品の販売点数に占める酒類の販売点数比により配賦していたが、その算出根拠が明らかにされなかったため、合理的な配賦方法とは認められなかった。</p> <p>そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。</p>
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく嚴重指導を行った。

指導事例 4 【広島国税局】	
業 態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因等	<p>競合他社の販売価格を参考に、仕入価格に一定の粗利相当額を加える形で販売価格を設定しており、販売管理費を考慮した価格設定をしていなかった。</p> <p>そのため、売上高比により販売管理費を配賦し総販売原価を算定したところ、正当な理由なく、総販売原価割れ販売を継続して行っていた事実が認められた。</p>
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく嚴重指導を行った。